

平成 27 年第 6 回荒尾市議会（定例会）

議案資料

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要

1 条例制定の趣旨

荒尾市では、現在、法令等に基づいて府内における情報の連携を行っていますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の制定に伴い、個人番号を利用する事務においては、条例を制定しなければ、これまで可能であった府内における情報の連携ができなくなってしまうため、この条例を制定する必要があります。具体的には次のとおりです。

(1) 個人番号の利用範囲（条例第4条、別表第1）

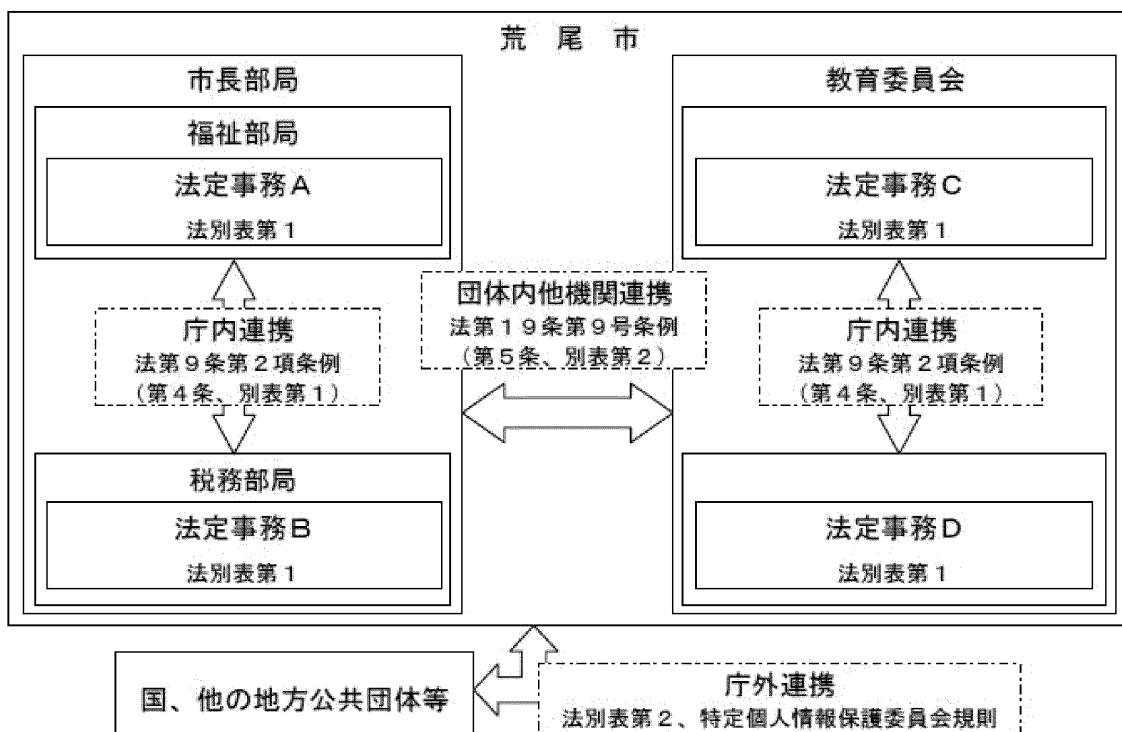
法第9条では、個人番号の利用範囲を規定しており、同条第2項において、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理をするために必要な限度で、個人番号を利用（※）できることとされています。

※ 法第9条第2項の規定による個人番号の利用には、「①法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用）」と「②同一執行機関内における特定個人情報の連携（府内連携）」の2種類があり、今回制定する条例には②のみを規定します。

(2) 特定個人情報の提供（条例第5条、別表第2）

法第19条では、同条各号に掲げられている場合以外の特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合（例：荒尾市の市長部局から教育委員会へ情報提供する場合など）は、同条第9号の規定による条例を制定する必要があるとされています。

2 個人番号の利用・提供のイメージ図



地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(報告事項)		(報告事項)		
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に關し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。		第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に關し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。		
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況		(1) 職員の任免及び職員数に関する状況		
(2) 職員の給与の状況		(2) 職員の人事評価の状況		
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況		(3) 職員の給与の状況		
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況		(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況		
(5) 職員の服務の状況		(5) 職員の休業に関する状況		
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況		(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況		
(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況		(7) 職員の服務の状況		
(8) その他市長が必要と認める事項		(8) 職員の退職管理の状況		
(9) 職員の研修の状況		(9) 職員の研修の状況		
(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況		(10) 職員の福利の状況		
(11) その他市長が必要と認める事項		(11) その他市長が必要と認める事項		

第2条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(趣旨)		(趣旨)		
第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。		

第3条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

	現 行	改 正	後
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、荒尾市職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めることとする。	この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、荒尾市職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関する必要な事項を定めることとする。		

第4条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

	現 行	改 正	後
(目的)		(目的)	
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることとする。	この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることとする。		

第5条 荒尾市職員等の旅費に関する条例の一部改正

	現 行	改 正	後
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する荒尾市職員又は職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。	この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する荒尾市職員又は職員以外の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。	2 前項の職員等に対して支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるとところによる。	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別表第1 (第2条関係)		現 行		別表第1 (第2条関係)		改 正 後	
		報酬及び手当		報酬及び手当			
委員等の別	監査委員 教育委員会員	公務員 農業委員会員	公務員 農業委員会員	委員等の別	監査委員 教育委員会員	公務員 農業委員会員	委員等の別
報酬等の額の基礎	月	月	月	月	月	月	月
報酬等の額の基礎	略	略	略	略	略	略	略
備考	略	77,600円	77,600円	備考	略	略	略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年9月25日から適用する。

(報酬の内扱)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内扱とみなす。

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

改正項目	現行	改正	内 容	改 正 後	改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
納付書及び納入書に記載する法人番号を記載する規定の削除及び法人規番号の定義方法の変更	平成28年1月1日以後の納付書及び納入書に法人番号を記載する。 納付書及び納入書に法人番号を記載する規定中に、一括して法人番号を定義する規定を設ける。	平成28年1月1日以後の納付書及び納入書に法人番号を記載しない。 法人番号の定義を一括ではなく、各税目において定義するように修正する。	地方税分野における法人番号の取扱いについて、変更が生じたことに伴い、平成27年3月に公布した荒尾市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第15号)の一部を改正するもの	第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第63条の2第89条第2項第2号、第139条第2項第3号、第2項第1号、第1号等「法人番号」の文言が入っている条項	第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第63条の2第89条第2項第2号、第139条第2項第3号、第2項第1号、第1号等「法人番号」の文言が入っている条項	平成28年1月1日から	

荒尾市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正	後
(保育の必要性の事由)	(保育の必要性の事由)	
第3条 小学校就学前子どもたち、その保護者のいざれもが次の各号に掲げる事由のいざれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。	第3条 小学校就学前子どもたち、その保護者のいざれもが次の各号に掲げる事由のいざれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。	
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略	
(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6 第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に係る特定の就職の職業訓練を受けていること。	(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7 第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に係る特定の就職の職業訓練を受けていること。	(9)～(12) 略
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

荒尾市保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(設置)	現 行	(設置)	改 正 後
<u>第2条 本市に保育所を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u>		<u>第2条 本市に保育所を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u>	
<u>荒尾市万田保育園</u>	<u>荒尾市大字原万田字星ヶ谷95番地の1</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>荒尾市清里保育園</u>	<u>荒尾市牛水字南城口1,622番地</u>		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「荒尾市働く女性の家」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 公益社団法人荒尾市シルバー人材センター
代 表 者 理事長 荒木 啓一
所 在 地 荒尾市下井手193番地1

2 根拠条例

荒尾市働く女性の家条例（昭和58年条例第7号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	7月1日
公募掲載（ホームページ）	7月1日
募集要項配布開始	7月1日
質問受付期間	7月27日から8月7日まで
現地説明会	参加申込みが無いため開催せず
公募受付期間	8月17日から8月21日まで
選定委員会（候補者を選定）	10月16日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった1団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

荒尾市シルバー人材センターについては、市民サービスの向上、経費縮減のための取組や提案を高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び主な事業内容

設立	昭和60年6月6日
従業員	会員395人、職員11人
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供・臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業・高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施・社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な業務・荒尾市シルバー人材センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営・その他荒尾市シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

次に掲げる基本方針の下、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法の basic 理念に基づき、女性のエンパワーメント並びに職業生活及び家庭生活の調和に寄与し、総合的な福祉を図る施設として広く市民に親しまれ、活用される施設運営に努める。

[基本方針]

- (1) 講座内容及び運営の充実
- (2) 利用者の増加を目指す広報活動の充実
- (3) 友の会の育成及び活動支援
- (4) 自主講座の育成及び活動支援
- (5) 相談業務の充実
- (6) 活動に優しい環境設備
- (7) 関係機関との連携強化
- (8) 社会活動参加の促進

「荒尾市中央公民館」及び「荒尾市立図書館」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代 表 者 代表取締役 白田 豊彦
所 在 地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

2 根拠条例

荒尾市公民館条例（昭和48年条例第10号）
荒尾市立図書館条例（昭和48年条例第11号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公募掲載（広報）	7月1日
公募掲載（ホームページ）	7月1日
募集要項配布開始	7月1日
質問受付期間	7月27日から8月7日まで
現地説明会	8月5日、8月6日
公募受付期間	8月17日から8月21日まで
選定委員会（候補者を選定）	10月16日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、応募のあった2団体から提出された申請書類を審査するとともに、提案説明と質疑応答を行い、委員ごとに採点した。採点集計後、集計結果について確認を行い、指定管理候補者を選定した。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第4条第1項に規定する選定の基準「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」、「4 施設管理経費の縮減」について総合的な評価を行った。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社については、安定した管理運営、自主事業への取組などを高く評価し、指定管理候補者として最もふさわしいと判断した。

6 指定管理候補者となる団体の組織及び主な事業内容

設立	昭和61年11月1日
従業員	9, 258人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負並びに栄養管理及び指導に関する業務 ・各種施設の総合管理業務の請負及び運営 ・自治体が公募する指定管理者の運営業務 ・自治体が公募する請負業務 ・有料道路及び有料駐車場の維持補修、清掃、料金徴収及び通行券類の販売に関する業務の請負 ・警備の請負並びに防犯、防災に関する調査、助言及び設備器具の販売 ・金融機関への金銭の出し入れ及び郵便物の荷造り発送業務並びに家事事務代行サービス ・ビルメンテナンス業 ・水道、電気、ガス等の検針及び検査に関する業務の請負 ・酒類、たばこ、塩、切手、衣料品、食料品、化粧品、菓子、ライター、文房具、玩具及び日用品雑貨の販売 <p style="text-align: right;">など</p>

7 施設管理及び運営の提案要旨（申請書の要旨）

(1) 荒尾市中央公民館

次に掲げる基本方針の下、社会教育法に基づき、地域の実情に応じた教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、荒尾市民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する基本的役割に加え、地域を支える社会教育拠点として、利用者の視点に立った施設運営を行う。

[基本方針]

- ア 公共サービス精神の継承
- イ 地域の情報拠点として高品質なサービスの提供
- ウ 全ての人を開かれた中央公民館
- エ 効率的・効果的な運営
- オ 地域・利用者との共生と連携

(2) 荒尾市立図書館

次に掲げる基本方針の下、奉仕の精神を忘れることなく、実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の図書館業務を行い、荒尾市民の教養の向上、情操の純化を図るとともに、生活文化の振興に寄与する基本的役割に加え、地域を支える社会教育拠点として、利用者の視点に立った施設運営を行う。

[基本方針]

- ア 公共サービス精神の継承・展開
- イ 地域の情報拠点としての高品質なサービスの提供
- ウ 全ての人を開かれた図書館
- エ 効率的・効果的な運営
- オ 地域・利用者との共生と連携

設計施工一括請負変更契約要項

- 1 業務番号 第3-3-01-001号
- 2 業務名 荒尾市庁舎本館耐震改修事業
- 3 履行場所 荒尾市宮内出目390番地（荒尾市役所）地内
- 4 施行理由 耐震性能が不足している市庁舎本館について、耐震補強工事を実施することにより、防災拠点及び避難所としての機能強化を図るため
- 5 事業概要 荒尾市庁舎本館（構造：鉄筋コンクリート造 延べ面積：5,726m²）の耐震補強に係る実施設計及び改修工事（外付けプレース架構を中心とした工法）
- 6 契約の相手方 福岡市博多区上呉服町10番1号
三井住友建設株式会社 九州支店
執行役員支店長 緒方 滋
- 7 仮契約締結日 平成27年10月15日
- 8 変更理由 賃金又は物価の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項の適用による契約金額の変更
- 9 変更事項 契約金額 変更前 541,108,050円
変更後 560,702,490円

平成27年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地 方 債			
2 総務費	庁舎施設改修費			16,100		△ 16,100 □起債対象の増による (財源) ・防災施設整備事業債 16,100	
	市民応援事業費	1,000			1,000	□緑化講習会の開催 ・委託料 1,000 (財源) ・くまもと緑・景観協働機構 助成金 1,000	
	荒尾総合文化センター施設改修費	2,268			2,268	□早急に修繕が必要な箇所の発生 ・修繕費 2,268	
	賦課事務費	3,000			3,000	□申告による過年度税の更正に伴う 還付金の増 ・返還金 3,000	
	選挙人名簿システム改修費	2,733	633		2,100	□公職選挙法の一部改正に伴うシステム改修 ・委託料 2,733 (財源) ・国庫補助金 633	
2 款計		9,001	633	16,100	1,000	△ 8,732	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	205			205	□特別会計補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 205 (現計予算 656,785)	
	人権啓発センター施設改修費	3,132			3,132	□軒下の爆裂部分修繕 ・修繕費 3,132	
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	38,201	4,606		33,595	□平成26年度国県負担金の精算による 返還及び国県負担金追加交付 ・返還金 38,201 (財源) ・国庫負担金 3,071 ・県負担金 1,535	
	高額障害福祉サービス等給付費支給事業費	162			162	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 162	
	自立支援医療費支給事業費	9,185	6,057		3,128	□医療費の増及び平成26年度国県負担金の精算 ・扶助費 8,076 ・返還金 1,109 (財源) ・国庫負担金 4,038 ・県負担金 2,019	
	相談支援給付費等支給事業費	119			119	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 119	
	障害者補装具給付費	963			963	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 963	
	療養介護医療費支給事業費	1,368			1,368	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 1,368	

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地 方 債			
	放課後児童健全育成事業費	3,943	2,628		1,315	□補助基準額の変更による ・委託料 (財源) 3,943 ・国庫補助金 1,314 ・県補助金 1,314	
	特別保育事業費	2,070			2,070	□平成26年度県補助金の精算 ・返還金 2,070	
	待機児童解消加速化プラン費	5,762			5,762	□平成26年度国庫補助金の精算 ・返還金 5,762	
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費	78			78	□平成26年度県補助金の精算 ・返還金 78	
	子ども医療費助成事業費	5,153	981		4,172	□助成額増による ・扶助費 (財源) 5,153 ・県補助金 981	
	管内外私立及び管外公立保育所運営費	3,669			3,669	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 3,669	
	母子生活支援施設入所措置費	1,703			1,703	□平成26年度国県負担金の精算 ・返還金 1,703	
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	3,777			3,777	□平成26年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,777	
	児童センター運営費	89			89	□平成29年度開設30周年に向けた記念事業の検討経費 ・非常勤職員報酬 89	
	生活保護費	57,472			57,472	□平成26年度国庫負担金の精算 ・返還金 57,472	
	3款計	137,051	14,272		122,779		
4衛生費	保健総務費（健康生活課任期付職員人件費）	2,143			2,143	□産休・育休等代替職員雇用 ・一般職給 1,546 ・住居手当 162 ・通勤手当 78 ・共済組合負担金 357	
	健康増進事業費	2,582		500	2,082	□検診受診者の増による ・委託料 (財源) 2,582 ・実費徴収金 500	
	松ヶ浦環境センター施設改修費	4,104			4,104	□浄化槽汚泥異物混入対策のため ・修繕費 4,104	
	4款計	8,829		500	8,329		

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地 方 債			
6 農 林 水 產 業 費	農業振興費	926	1,436		△ 510	□台風による園芸・果樹被害に対する県事業活用による ・補助金 926 (現計予算 510) (財源) ・県補助金 1,436	
	県営土地改良総合整備事業費	1,350			1,350	□川登地区基盤整備事業に伴う河川敷竹林伐採・処分 ・県事業負担金 1,350	
	6款計	2,276	1,436		840		
8 土 木 費	河川環境整備費	10,150	8,100		2,050	□県海岸高潮対策事業及び海岸保全事業による負担金 ・県事業負担金 10,150 (財源) ・海岸保全事業債 8,100	
	街路整備事業費	20,325	16,200		4,125	□県街路整備事業による負担金 ・県営事業負担金 20,325 (財源) ・都市計画事業債 16,200	
	8款計	30,475	24,300		6,175		
11 災 害 復 旧 費	現年農林水産災害復旧事業費	4,577		1,192	3,385	□台風15号及び豪雨被害の復旧工事 ・工事請負費 4,577 (財源) ・地元負担金 1,192	
	11款計	4,577		1,192	3,385		
	補 正 額	192,209	16,341	40,400	2,692 132,776	一般財源 ・普通交付税 28,618 ・繰越金 16,701 ・臨時財政対策債 87,457	
	補正前の額	21,116,571	6,279,002	798,700	1,153,168	12,885,701	
	合 計	21,308,780	6,295,343	839,100	1,155,860	13,018,477	

議第81号資料

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	療養給付費等負担金	1,340,654	3,662	1,344,316	保険給付費の増額に伴う増額
	その他	815,061	0	815,061	
	計	2,155,715	3,662	2,159,377	
9款 繰入金	一般会計繰入金	656,785	205	656,990	産休代替臨時職員賃金等
11款 諸収入	雑入	395,913	7,784	403,697	
	その他	9,200	0	9,200	
	計	405,113	7,784	412,897	
その他		6,302,111	0	6,302,111	
歳入合計		9,519,724	11,651	9,531,375	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	79,463	205	79,668	産休代替臨時職員賃金等
	その他	21,943	0	21,943	
	計	101,406	205	101,611	
2款 保険給付費	一般被保険者療養費	38,324	554	38,878	決算見込による給付費の増額
	一般被保険者高額療養費	747,346	10,892	758,238	
	その他	5,332,861	0	5,332,861	
計		6,118,531	11,446	6,129,977	
その他		3,299,787	0	3,299,787	
歳出合計		9,519,724	11,651	9,531,375	